

さがすたいる 倶楽部 規約

(目的)

第1条 本会は、佐賀県内の店舗、施設、事業所等（以下「店舗等」という。）における、高齢者や障害者、子育て中の方など（以下「当事者」という。）に配慮した設備やサポートの情報を発信し、当事者と店舗等が積極的に関わり合いながら、相互理解を深めることで、みんなが自然と支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めることを目的とする。

(名称)

第2条 本規約において、各店舗等が備える当事者に配慮した設備やサポートを「さがすたいる」と称し、本会の名称を「さがすたいる倶楽部」と称する。

(会員)

第3条 佐賀県内に所在し、日常的な外出先であって不特定多数の方が利用可能な店舗等（但し、利用者が限定されており日常的な外出先とは認められない以下の店舗等を除く。）で、幅広く当事者の受け入れに努める店舗等であって、第1条の目的に賛同し、第5条に定める入会手続きを行ったものを会員とする。

- (1) 福祉保健施設（社会福祉施設及び有料老人ホーム、介護老人保健施設、母子健康センター及び市町村保健センター、その他これらに類する福祉施設又は保健施設）
- (2) 教育訓練施設（学校、自動車教習所、公共職業能力開発施設及び職業訓練施設、学習塾・華道教室・囲碁教室その他これらに類する教育又は訓練を行う施設）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可又は届出が必要な業態の店舗

(会員の活動)

第4条 会員は、次に定める活動に努める。

- (1) 店舗等における当事者に配慮した設備の整備やサポートの提供
- (2) 佐賀県（以下「県」という。）が進める「さがすたいる」に関する情報の積極的な発信
- (3) その他、目的を達成するために必要な活動

(入会)

第5条 入会を希望する店舗等は、入会申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、佐賀県民協働課に提出するものとする。

(退会)

第6条 会員は、随時退会できるものとし、退会に際しては、退会届（様式第2号）を佐賀県民協働課に提出する。

(会員の資格の継続)

第7条 会員は、退会届を提出しない限りにおいて、継続して会員とみなす。

(会員特典)

第8条 会員は、次に定める特典を受けることができる。

- (1) 当事者に配慮した設備やサポートを店舗等ごとに紹介する県のウェブサイト（以下「さがすたいるウェブサイト」という。）への情報掲載及び「さがすたいる」に協力する県推奨の店舗等であることの発信
- (2) さがすたいる関連のバリアフリー化を目的とした県補助金の申請資格取得
- (3) 県が年間通じて行う研修会等の優先受講
- (4) その他、県の取組と連携した広報活動

2 なお、前項に定める会員特典は、会員の事前承諾なく変更または廃止する場合があることを、会員は予め承諾するものとする。

(会員情報の取扱い)

第9条 会員の名称、所在地、代表者氏名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス等の情報（以下「会員情報」という。）は、本会の目的以外に利用することはない。ただし、法令により認められた場合は、第三者に会員情報を提供することがある。

- 2 会員情報は、県が厳重に管理・保管し、廃棄する場合には、県が定める規定に準じて処分するものとする。
- 3 会員情報に変更があった場合は、速やかに佐賀県県民協働課に報告するものとする。

(除名)

第10条 県は、会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 入会時に虚偽の申告があったとき
- (3) その他、会員として不適格であると判断したとき

2 除名された会員は、除名の日から一定期間を経た後に再び入会申込みを行うことができる。

(規約の追加・変更)

第11条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、会員の事前承諾なく追加または変更する場合があることを、会員は予め承諾するものとする。

2 追加または変更された規約は、さがすたいるウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後、会員は、当該追加または変更された規約を遵守しなければならない。

附則

- 1 本規約は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 本規約の施行前に、県が募集を行った「人にやさしい施設 SAGA 倶楽部」に入会を申し込んだ店舗等は、本会の会員とみなすものとする。

附則（令和元年6月3日）

- 1 本規約は、令和元年6月3日から施行する

附則（令和6年4月1日）

- 1 本規約は、令和6年4月1日から施行する

附則（令和7年2月27日）

- 1 本規約は、令和7年2月27日から施行する